

第 27 号議案

中野区営住宅条例及び中野区立福祉住宅条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

区営住宅の入居における連帯保証人に係る規定を削除するとともに、区営住宅及び福祉住宅の明渡請求において徴収する金銭に付する利息の利率に係る規定を改める必要がある。

中野区営住宅条例及び中野区立福祉住宅条例の一部を改正する 条例

(中野区営住宅条例の一部改正)

第1条 中野区営住宅条例（平成4年中野区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「連帯保証人が連署した請書」を「、請書」に改め、同号ただし書を削る。

第27条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

(中野区立福祉住宅条例の一部改正)

第2条 中野区立福祉住宅条例（平成10年中野区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の中野区営住宅条例第10条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に中野区営住宅の使用者として決定された者について適用し、施行日前に中野区営住宅の使用者として決定された者については、なお従前の例による。